

# 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

2010年1月18日  
日本高周波鋼業(株)

少子化問題への対応として、次代を担う子供が健やかに生まれ育成される環境を整備すべく、国、地方公共団体、事業主それぞれの果たすべき役割等を定めた「次世代育成支援対策推進法(次世代法)」が2003年に公布されました。企業はこの法律に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等について「一般事業主行動計画(行動計画)」を作成することとなっています。

当社では、2005年4月から2009年3月までの4年間の初回行動計画期間として取り組みを実施してまいりましたが、この度、2009年4月から2012年3月までの3年間の計画期間とする、「行動計画」を下記の通り策定しました。

## 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2009年4月1日から2012年3月31日までの3年間

### 2. 内容

目標1 出産・育児等に関する情報提供とバックアップに関する体制を整備する。

#### <対策>

- 情報提供方法に関する更なる充実を図る。
- 社内イントラネット等に、出産・育児等に関する情報を掲載をし、より広く周知をする

目標2 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を改善するための措置を講じる。

#### <対策>

- 標記研修内容・方法・受講対象者に関する検討を進める。
- 標記研修を実施する。

目標3 当社の各種支援制度・体制の充実に向けた検討を行う。

#### <対策>

- 従業員の意識やニーズ等の把握に努め、社内の支援制度・体制の更なる充実に向けた検討・論議を進める。

以上